令和８年度　第１回近江八幡市公共下水道事業審議会　会議記録（別紙）

開催日時　　令和８年１０月１９日（月）15：25～17：00
開催場所　　近江八幡市役所４階　委員会室３
出 席 者　　◎西谷会長、○谷上副会長、北川委員、小椋委員、井上委員、
植村委員、三好委員、松若委員
欠 席 者　　山下委員
事 務 局　　【水道事業所】中村所長
【上下水道施設課】苗村課長
（下水道 G）村田課長補佐
【上下水道総務課】堺谷課長
（経営 G）龍華課長補佐、日岡副主幹、福島主査、
中村主事
（料金・総務 G）佐野課長補佐、藤主事、河村主事、
白波瀬主事

＜内 容 ＞

| | |
|---|---|
| | １．開会挨拶<br>水道事業所長挨拶 |
| 会長 | ２．会長挨拶<br>今年度は、下水道使用料の改定について議論していく。近江八幡市は沖島を除き、下水道を滋賀県の処理施設に流し処理している。県の下水道処理費の改定や老朽化、また物価高などの影響で改定せざるを得ない状況である。本日は、下水道の状況について把握し、議論していきたい。<br><br>３．令和８年度　委員紹介・審議会運営について<br>委員及び事務局が各自自己紹介<br>審議会運営について事務局より説明<br><br>４．諮問事項<br>（１）下水道使用料の料金水準について<br>（２）下水道使用料の改定時期について<br>（３）下水道使用料改定に係る広報のあり方について |

| | |
|---|---|
| | 近江八幡市公共下水道審議会条例第２条に基づき、近江八幡市下水道使用料の改定について意見を求める。 |
| | ５．報告 |
| 事務局 | 報告について、事務局より説明いただきたい。<br>近江八幡市下水道事業における『ウォーターPPP』の導入検討について |
| 事務局 | 【資料１】に基づき説明。 |
| | ６．議事 |
| | 議事について、事務局より説明いただきたい。<br>下水道使用料改定について |
| 事務局 | 【資料２】に基づき説明。 |
| 委員 | 次第５で報告したウォーターPPP の導入と今回の使用料改定は関係があるか。 |
| 事務局 | 今回、下水道使用料の改定が最低限でも 7.2%ずつ必要と言っていたが、その計算には含まれていない。<br>今年度、ウォーターPPP 導入可能性調査を実施しており、導入に向けた検討段階である。現在、個別に契約・発注している水質調査、管路蓋の交換、施設の維持管理及びポンプの維持管理などの複数の業務を、ウォーターPPP 事業において一括発注することとなれば、個別に発注する場合と比較して経費の削減が期待できる。一方、現在、直営で行っている業務を事業に含める場合、新たな費用が発生する可能性もある。<br>よって、現時点では、事業の枠組みが決定しておらず、事業費の算定が難しいため、今回の料金改定の計算には反映していない。 |
| 会長 | 下水道事業運営は、基準外繰入があって黒字が保てているように見えるのが他市町でも多く見られる状況である。使用料の国の基準が 150 円というように、ウォーターPPP についても、国が一定市町に経営努力を促すものである。現状で費用がどのくらいかかるのかといったところでも不明な点が多いため、今回の使用料改定からは外して考える。<br><br>農業集落排水については、経費回収率が 100%でなくてよいのか。 |
| 事務局 | 農業集落排水については、市内でも限られた一部の集落内でのみ実施されているものであり、その集落内で経費をすべて賄おうとすると、公共下水道と比べ使用料が高くなりすぎてしまうため、一定は税金で補填すると |

| | |
|---|---|
| | いう考え方をしており、100%ではなく、50.8%という率を目標としている。 |
| 会長 | 農業排水集落については何軒かで施設の維持を行うとなると、どうしても１人あたりの単価が高くなってしまう。沖島も同様に黒字を目指すとなるとかなり高い値段になってしまうので、市民の公平性を考え、黒字での経営は目標としていないという現状である。<br><br>現在の農業集落排水と沖島の使用料で、2ヶ月 20 ㎥使用したときの、一般排水の使用料とどの程度の差があるか。 |
| 事務局 | 沖島以外の場合については 2,855 円、沖島については 3,520 円で 23.3%ほど高い金額が請求される。農業集落排水については、水量に関係がなく人数算定であるので、基本料金が 2,095 円に使用されている世帯の人数に 524 円を乗じた金額が１ヶ月に請求されることになる。2 人世帯だと、1ヶ月に 3,143 円となる。 |
| 会長 | 沖島・農業集落排水に関しては赤字ではあるが、すでに高い金額となっている。改定を行うにしても、どのような料金設定をしていくのかを今後検討していければと思っている。<br><br>改定時期についてはどうか。9 年前の 2017 年といえば、ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症の流行も発生しておらず、物価が現在ほど高騰していなかった。そのような社会情勢の変化を予測し、計画を策定することは困難である。３年に１回改定する案もあるが、今後９年後に新たな経営戦略の見直しをするとなったら、改定の頻度も高くなる。これに加え、改定を遅らせれば遅らすほどに上げ幅も大きくなる。<br>今回で下水道使用料の改定についての検討事項を把握していただければと思う。<br>また、改定率によっては資金が溜まりすぎてしまう可能性があるといった話があったが、一般企業では利益が蓄積されると株主へ配当金として還元される一方、水道事業所における資金の蓄積は、将来の施設整備・更新工事等に備えるための財源となるので、その分将来の世代の負担軽減にもつながる。資金が溜まることについては、悪いことではなく、世代間のずれという風に思っていただければと思う。<br>次回の審議会では、事務局により複数案提示されるので、具体的な方策を検討していきたい。 |

| | |
|---|---|
| 副会長 | ７．閉会<br>　最近のニュースでも、道路の陥没事故や、マンホールが吹き飛ぶ現象などが下水道関連のものが増えている。そのようなことに対応するために改定をするというのは、市民に納得してもらいやすい時期なのではないか。また、料金が上がったとしても、大雨が降っても大丈夫、穴が開いてもすぐに修理してもらえるといった安心感をもってもらえれば、納得も得られやすいのではと考える。 |